

(第1面)

## 特別管理産業廃棄物処理計画書

2024年 06月 25日

静岡県知事殿

提出者

住所 静岡県藤枝市高柳2310

氏名 株式会社 静環検査センター

徳田 茂

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

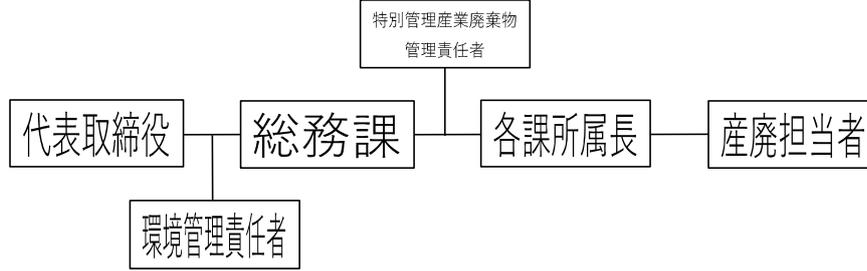
電話番号 054 - 634 - 1000

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社静環検査センター		
事業場の所在地	静岡県	藤枝市	高柳2310
計画期間	2024/4/1 ~ 2025/3/31		
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
① 事業の種類	専門サービス業 (他に分類されないもの)		
② 事業の規模	1908m <sup>2</sup>		
③ 従業員数	238名 (正社員170名、それ以外68名)		
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 感染性廃棄物：委託処分 (焼却)</li><li>・ 特別管理廃油：委託処分 (焼却)</li><li>・ ジクロロメタン：委託処分 (焼却)</li><li>・ 廃油：委託処分 (焼却)</li><li>・ ph2.0以下の廃酸：委託処分 (中和)</li><li>・ ph12.5以上の廃アルカリ：委託処分 (中和)</li><li>・ 温度計等 (水銀使用製品)：委託処分 (ばい燃)</li><li>・ 特汚泥有害クロム (廃試薬)：委託処分 (溶解)</li><li>・ 特汚泥有害鉛 (廃試薬)：委託処分 (溶解)</li><li>・ 特汚泥有害セレン (廃試薬)：委託処分 (溶解)</li><li>・ 特廃アルカリ有害シアン：委託処分 (分解)</li><li>・ 特廃酸 (廃試薬 有害以外の金属含有)：委託処分 (中和)</li><li>・ 特廃酸 (廃試薬)：委託処分 (中和)</li><li>・ 特廃酸有害水銀：委託処分 (ばい燃)</li><li>・ 廃水銀等 (廃試薬)：委託処分 (ばい燃)</li><li>・ 特廃酸 (有害以外の金属含有)：委託処分 (ばい燃)</li><li>・ 廃油 (廃試薬)：委託処分 (焼却)</li></ul>		

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	<b>【前年度（令和 5年度）実績】</b>	
	特別管理産業廃棄物の種類	排出量
	燃えやすい廃油	38.600 t
	ph 2.0以下の廃酸	0.240 t
	ph 12.5以上の廃アルカリ	0.120 t
	感染性廃棄物	55.230 t
	廃油	0.128 t
	廃水銀等(処分するために処理したものを含む)	0.080 t
	(これまでに実施した取組) ・分別の徹底をした。 ・必要な分だけ使用した。	
②計画	<b>【目標】</b>	
	特別管理産業廃棄物の種類	排出量
	燃えやすい廃油	35.000 t
	ph 2.0以下の廃酸	0.200 t
	ph 12.5以上の廃アルカリ	0.100 t
	燃えやすい廃油	50.000 t
	廃油	0.100 t
	廃水銀等(処分するために処理したものを含む)	0.050 t
	(今後実施する予定の取組) ・廃棄物の量等に適した容器（ダンボール）を使用する。 ・引き続き必要な分のみ使用する。 ・引き続き分別を徹底する。	

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 各廃棄物の処理場所を分け、廃棄間違いを無くす。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引き続き廃棄場所を分け、廃棄間違いを無くし分別を徹底する。



	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項						
①現状	【前年度（令和 5年度）実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った特別管理産業廃棄物の量				
		0.000 t				
		0.000 t				
		0.000 t				
		0.000 t				
		0.000 t				
		0.000 t				
	(これまでに実施した取組)					
②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量				
		0.000 t				
		0.000 t				
		0.000 t				
		0.000 t				
		0.000 t				
		0.000 t				
	(今後実施する予定の取組)					
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項						
	【前年度（令和 5年度）実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
	燃えやすい廃油	0.000	0.000	38.600	0.000	38.600
	ph 2.0以下の廃酸	0.240	0.000	0.000	0.000	0.240

①現状	ph 1 2 . 5 以上の廃アルカリ	0.120	0.000	0.000	0.000	0.120
	感染性廃棄物	55.230	0.000	0.000	0.000	55.230
	廃油	0.128	0.000	0.000	0.000	0.128
	廃水銀等(処分するために処理したものを含む)	0.080	0.000	0.000	0.000	0.080
	(これまでに実施した取組) ・ 廃棄物の量等に適した容器 (ダンボール) を使用した。 ・ 分別の徹底を行った。					

②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
	燃えやすい廃油	0.000	0.000	35.000	0.000	35.000
	ph 2.0 以下の廃酸	0.200	0.000	0.000	0.000	0.200
	ph 1 2.5 以上の廃アルカリ	0.100	0.000	0.000	0.000	0.100
	感染性廃棄物	50.000	0.000	0.000	0.000	50.000
	廃油	0.100	0.000	0.000	0.000	0.100
	廃水銀等(処分するために処理したものを含む)	0.050	0.000	0.000	0.000	0.050
	(今後実施する予定の取組) ・引き続き廃棄物の量等に適した容器(ダンボール)を使用する。 ・引き続き分別の徹底を行う。					
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度(令和 5 年度)実績】					
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	94.398 t				
(今後実施する予定の取組等) 引き続き電子マニフェストを使用した管理を続けていく。						
※事務処理欄						

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。